

神戸市がん対策推進懇話会開催要綱

平成 26 年 5 月 20 日 保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 「神戸市がん対策推進条例」の制定を踏まえ、神戸市のがん対策を進めるにあたり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く助言を求めることを目的として、神戸市がん対策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 懇話会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) がん患者及びその家族等で構成される団体を代表する者
- (4) 市民代表
- (5) 市職員

(6) 前 5 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、20 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 特別の事項について意見聴取や意見交換をする必要があるときは、市長は第 2 条第 1 項各号に掲げる者のうちから、臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

2 臨時委員は、第 2 条第 2 項に定める委員の人数に含まないものとする。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する意見聴取や意見交換が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長の指名等)

第 5 条 健康局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

- 3 健康局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(分科会)

第 6 条 特別の事項について懇話会とは別に意見聴取や意見交換をする必要があるときは、分科会を開催する。

- 2 分科会に参加する委員及び臨時委員は、健康局長が指名する。
- 3 健康局長は、分科会に参加する委員の中から分科会長を指名する。
- 4 分科会長は、会の進行をつかさどる。
- 5 健康局長は、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(懇話会の公開)

第 7 条 懇話会はこれを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、健康局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 条）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 懇話会を公開することにより公正かつ円滑な懇話会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 懇話会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。
 - 3 前 2 項の規定は、分科会の会議に準用する。

(関係者の出席)

第 8 条 健康局長は、必要があると認めるときは、懇話会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(施行細目の委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に必要な事項は、保健課長が定める。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日より施行する。